

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**八重樫 浩文**

北上地区消防組合規則第8号

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年北上地区消防組合規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(管理職員特別勤務手当の額等)		(管理職員特別勤務手当の額等)	
第2条 給与条例第21条の2第3項第1号及び第2号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。		第2条 給与条例第21条の2第3項第1号及び第2号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	
職	額	職	額
[略]	週休日等以外の日の午前0時から午前5時までに勤務した場合（勤務に従事した時間が2時間以上の場合）	[略]	午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）に勤務した場合（勤務に従事した時間が2時間以上の場合）
	[略]		[略]
[略]		[略]	
2 給与条例第21条の2第3項第1号ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。		2 給与条例第21条の2第3項の規則で定める勤務は、 <u>同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u>	
3 <u>給与条例第21条の2第1項の規定による勤務をした管理職員が、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした場合は、その引き続く勤務に係る管理職員特別勤務手当は支給しない。</u>		3 <u>次に掲げる場合には、給与条例第21条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当は支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</u>	
		(1) <u>給与条例第21条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u>	

(2) 給与条例第21条の2第2項の勤務をした後、引き続いて  
同条第1項の勤務をした場合

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。